令和４年度

「那覇市・南風原町地域　循環型社会形成推進地域計画」

作成業務委託

仕　様　書

那覇市・南風原町環境施設組合

那覇・南風原クリーンセンター

本仕様書は、那覇市・南風原町環境施設組合（以下「組合」という。）が発注する、「令和４年度那覇市・南風原町地域　循環型社会形成推進地域計画」作成業務委託（以下「業務」という。）に適用する。

第１章　総則

１　件名

令和４年度「那覇市・南風原町地域　循環型社会形成推進地域計画」作成業務委託

２　目的

組合では、平成１８年３月に竣工した那覇・南風原クリーンセンター（以下、「クリーンセンター」という。）において可燃ごみの処理及び焼却灰の溶融、平成１９年３月に竣工した那覇エコアイランド（以下、「エコアイランド」という。）において最終処分を行っている。

両施設とも稼働開始後１７年程度を経過しており、クリーンセンターでは、令和５年度より循環型社会形成推進交付金を活用した「廃棄物処理施設の基幹的設備改良事業」および「廃棄物処理施設の基幹的設備改造事業」を行う予定である。

本業務は、上記事業を行うにあたって、廃棄物処理法第５条の２に規定する基本方針に沿って循環型社会形成推進地域計画（以下「地域計画」という。）および関連資料を作成するものである。

３　業務期間

契約締結の日から令和５年３月２４日まで

４　場所

沖縄県島尻郡南風原町字新川６５０番地
那覇市・南風原町環境施設組合

５　那覇・南風原クリーンセンター概要

（１）処理方式

全連続燃焼式ストーカ炉（廃熱ボイラ付）
電気式灰溶融炉
破砕選別設備（もやさないごみ、そ大ごみ）

（２）処理能力

焼却炉	４５０ｔ／日	（１５０ｔ／日×３炉）
灰溶融炉	５２ｔ／日	（　２６ｔ／日×２炉）
破砕選別設備	３９ｔ／５ｈ	（もやさないごみ３３ｔ／５ｈ、そ大ごみ６ｔ／５ｈ）

（３）ボイラ

水管ボイラ、最大蒸発量２３ｔ／ｈ×３缶、蒸気圧力４．０ＭＰａ、蒸気温度４００℃

（４）発電容量

８，０００ｋＷ

（５）排ガス処理

ろ過式集じん器（活性炭・消石灰吹込み）、触媒反応塔（アンモニア吹込み）

（６）煙突

外筒支持形鋼製内筒（ノズル付）、高さ７５ｍ

6　関係法令等の順守

受託者は、次に示す主な図書及び法令、基準、指針等を遵守して本業務を実施する。

（１）廃棄物の処理及び清掃に関する法律・施行令・施工規則

（２）循環型社会形成推進地域計画作成マニュアル（令和４年３月改訂版）

（３）その他発注者が必要と認める図書等

7　業務計画

（１）受託者は、本業務の作業開始に先立ち、業務実施計画書を組合に提出し、承諾を得なければならない。

（２）本業務の作業中に業務実施計画書の変更が必要と認められた場合には、組合と協議の上、業務実施計画書を変更しなければならない。

（３）組合は、令和４年９月下旬に地域計画を沖縄県に提出する予定である。

8　管理技術者等

受託者は、本業務の円滑な進捗を図るため、業務に必要な資格、能力と経験を有する管理技術者（技術士（衛生工学）若しくはＲＲＣＭ（廃棄物部門）を有すること）のほか、専門的な専門技術者を適正に配置しなければならない。また、本業務の同種業務経験を有するものとする。

9　検査及び完了

受託者は、業務完了後、所定の手続きを経て組合の検査を受けるものとし、検査合格をもって本業務の完了とする。なお、業務完了後においても、成果品の不備、誤り等が発見された場合は、受託者の負担において速やかに訂正の上、再提出し検査を受けるものとする。

１０　疑義の解決

本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、双方で協議し定めるものとする。

１１　秘密の保持

受託者は、本業務の実施に関して知り得た組合の秘密を第三者に漏らしてはならない。

１２　再委託の禁止

受託者は、業務の全部又は主たる部分を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ、組合の承認を得た場合は、この限りではない。

１３　貸与品

（１）本業務の遂行上、必要な資料の収集、調査検討は原則として受託者が行うが、現在組合が所有し業務に利用でき得る資料は、これを貸与する。

（２）受託者は、貸与品の引渡しを受けたときは、受領書または借用書を提出しなければならない。

（３）受託者は、資料の貸与を受けたときは、業務完了と同時に当該資料を返却しなければならない。

１４　成果品

本業務の成果品と提出部数は次のとおり。

○　循環型社会形成推進地域計画（添付書類含む）	Ａ４版製本	５部
○　費用対効果分析報告書	Ａ４版製本	５部
○　上記報告書の電子媒体（ＣＤ－Ｒ等）		１式

第２章　特記事項

第１節　循環型社会形成推進地域計画の作成

１　計画の目的と概要

組合で策定した循環型社会形成推進地域計画の見直しすることを目的とする。

なお、地域計画の見直しにあっては、循環型社会形成推進交付金交付要綱（環循適発第２２０３３１１３号）、循環型社会形成推進交付金交付要綱の取扱い（環循適発第２２０３３１１３号）、廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画的な方針（平成２８年１月２８日、環境省告示第７号）及び循環型社会形成推進地域計画作成マニュアル（令和４年３月改訂版）等に基づくものとする。ただし、計画期間中にこれらの改訂や新たな関連通知・通達が明らかになった場合には、その内容に準じて見直すこと。

２　地域計画の内容

（１）地域の循環型社会形成を推進するための基本的事項

・　対象地域
・　計画期間
・　基本的な方向
・　広域化の状況

（２）循環型社会形成推進のための現状と目標

・　一般廃棄物等の処理の過去の状況と現状
・　一般廃棄物の処理の目標

（３）施策の内容

・　発生抑制、再使用の推進
・　処理体制
・　処理施設の整備
・　施設整備に関する計画支援事業

・　その他の施策

（４）計画のフォローアップと事後評価

・　計画のフォローアップ

・　事後評価及び計画の見直し

（５）作成した地域計画に基づき、環境省より示されている様式、添付資料の作成

・　様式１　循環型社会形成推進交付金等事業実施計画総括表１

・　様式２　循環型社会形成推進交付金等事業実施計画総括表２

・　その他参考資料（環境省より示されている参考資料様式１～６のうち必要なもの）

３　地域計画協議会等に係る対応

必要に応じて県及び国との協議会（事前協議を含む）に出席し、検討内容や資料の説明及び助言等を行うこと。（２回程度）

第２節　費用対効果分析の作成

本業務は、循環型社会形成推進交付金に係る事務手続きで定められている費用対効果分析をごみ処理施設に対して実施することを目的とする。

１　費用対効果分析

費用対効果分析は、原則として　廃棄物処理施設整備に係る費用対効果分析について（平成１２年３月）に示される手順、内容に従うこと。主な記述内容は以下のとおりとする。

（１）事業の目的

（２）施設概要

（３）分析の対象期間

（４）効果の捉え方

（５）費用の計測

（６）効果の計測

（７）事業評価

第３節　その他支援

１　基幹改良工事に伴う二酸化炭素削減率確認

二酸化炭素削減率についても確認すること。

２　その他技術支援

基幹改良工事等に関する事務が円滑に行うことができるように、関係機関等への手続き、調整等に必要となる資料の作成及び助言等の技術支援を行うこと。

以上